

有害物質使用特定施設等に係る構造基準及び点検【早見表】

平成24年10月1日現在  
大阪市建設局

範囲	基準			内容	点検	
	基準	番号	項目		事項	頻度 (~以上)
床面及び周囲	【A】 □適合 □不適	1	<input type="checkbox"/>	床面は、コンクリート、タイルその他の不透性を有する材料による構造 上記に加え有害物質の種類・性状に応じ、必要な場合は耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆が施されている	床面のひび割れ、被覆の損傷、防液堤等のひび割れ	年1回
			<input type="checkbox"/>	周囲は、防液堤、側溝、ためます等(防液堤等)を設置		
		★2つの項目すべてに該当すること				
	【B】 □適合 □不適	1	<input type="checkbox"/>	本体が床面に接して設置され、かつ本体下部に点検可能な空間がなく、本体下部がA基準に適合していない	床面のひび割れ、被覆の損傷、防液堤等のひび割れ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷	年1回
			<input type="checkbox"/>	本体下部以外の床面、周囲はA基準を満たしている		
		<input type="checkbox"/>	漏えいを検知できる装置を配置している			
★3つの項目すべてに該当すること						
【C】 □	2	<input type="checkbox"/>	本体からの漏えいを目視により確認できる床面から離して設置され、本体下部が床面はA基準に適合していない	床面のひび割れ、被覆の損傷、防液堤等のひび割れ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷	年1回	
		<input type="checkbox"/>	本体以外の床面以外はA基準を満たしている			
★2つの項目すべてに該当すること						
【C】 □			AもしくはB基準に適合しない場合 ★平成27年6月1日からB基準へ適合(内容によりA基準へ適合)させる必要があるので注意すること	床面のひび割れ、被覆の損傷	月1回	
施設本体	施設本体の構造基準はありません(※地下貯蔵施設は下記参照のこと)。				施設本体のひび割れ、亀裂、損傷、漏洩	年1回
配管等(地上配管)	【A】 □適合 □不適	1	<input type="checkbox"/>	漏えいを防止できる強度	配管等の亀裂、損傷、漏洩	年1回
			<input type="checkbox"/>	容易に劣化するおそれがない		
	★3つの項目すべてに該当すること					
	【B】 □適合 □不適	1	<input type="checkbox"/>	漏えいを目視で確認できる床面から離して設置	配管等の亀裂、損傷、漏洩	6ヶ月1回
<input type="checkbox"/>			漏えいを目視で確認できること			
【C】 □			AもしくはB基準に適合しない場合 ★平成27年6月1日からB基準へ適合(内容によりA基準へ適合)させる必要があるので注意すること	配管等の亀裂、損傷、漏洩	6ヶ月1回	
配管等(地下配管)	【A】 □適合 □不適	1	(トレンチ内に設置)		配管等の亀裂、損傷、漏洩、トレンチ内の側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷	年1回
			<input type="checkbox"/>	トレンチの中に設置		
			<input type="checkbox"/>	トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイル等不透材料によること 上記に加えトレンチの底面の表面は、有害物質の種類・性状に応じ、必要な場合は不透性を有する材質で被覆が施されている		
	★2つの項目すべてに該当すること					
	【B】 □適合 □不適	1	(地下に埋設)		配管等の内部の気体の圧力若しくは水位の変動又は漏洩	年1回
			<input type="checkbox"/>	漏えいを防止できる強度		
			<input type="checkbox"/>	容易に劣化するおそれがないこと 配管等の外面の腐食防止(腐食するおそれのない場合は除外)		
	★3つの項目すべてに該当すること					
【C】 □	2	上記、トレンチ内又は地下に埋設の基準と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じ適切な事項、回数	年1回	
		(トレンチ内に設置)				
		<input type="checkbox"/>	トレンチ内に設置し、漏えいが確認できること			
		<input type="checkbox"/>	漏えいが確認できる設備(検知する装置、流量変動計測装置等)を配置していること			
★2つの項目すべてに該当すること						
【C】 □			AもしくはB基準に適合しない場合 ★平成27年6月1日からB基準へ適合(内容によりA基準へ適合)させる必要があるので注意すること	配管等の内部の気体の圧力、水位の変動又は漏洩	年1回	
排水溝等	【A】 □適合 □不適	1	<input type="checkbox"/>	地下への浸透を防止できる強度	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷	年1回
			<input type="checkbox"/>	容易に劣化するおそれがない		
	★3つの項目すべてに該当すること					
	【B】 □適合 □不適	1	<input type="checkbox"/>	漏えいが確認できる装置(検知する装置、流量変動計測装置等)を配置していること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷	6ヶ月1回
			<input type="checkbox"/>	排水溝等からの漏洩	月1回	
	★2つの項目すべてに該当すること					
【C】 □	2	上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		排水溝等のひび割れ、被覆の損傷	月1回	
		排水溝等の内部の水位の変動又は漏洩		年1回		
★2つの項目すべてに該当すること						
地下貯蔵施設	【A】 □適合 □不適	1	<input type="checkbox"/>	施設は、タンク室内に設置、二重殻構造、又は漏えいを防止する措置を講じた構造・材質であること	配管等の内部の気体の圧力、水位の変動又は漏洩	年1回
			<input type="checkbox"/>	施設の外面は腐食を防止の措置(腐食しないものは除外)		
	★3つの項目すべてに該当すること					
	【B】 □適合 □不適	1	<input type="checkbox"/>	施設内部の液量を表示する装置、その他液量を確認できる装置を設置	地下貯蔵施設からの漏洩	月1回
			<input type="checkbox"/>	施設からの漏洩検知装置又は施設内の流量変動計測装置の配置		
★2つの項目すべてに該当すること						
【C】 □	2	<input type="checkbox"/>	施設内部の液量を表示する装置、その他液量を確認できる装置を設置	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力、水位の変動又は漏洩	年1回	
		<input type="checkbox"/>	施設内部にコーティングあり			
★2つの項目すべてに該当すること						
【C】 □			AもしくはB基準に適合しない場合 ★平成27年6月1日からB基準へ適合(内容によりA基準へ適合)させる必要があるので注意すること	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力、水位の変動又は漏洩	年1回	

※ 点検頻度は措置内容により異なる場合がある。